

建築物の設計及び工事情報確定過程における 設計者、監理者、施工者の役割・責任の割当ての時代的变化に関する研究

平野吉信（広島大学）・古阪秀三（京都大学）・浦江真人（東洋大学）

1. はじめに

1.1 目的

わが国の建築プロジェクトにおいては、従前設計・監理者が担っていた業務・役割の一部は、次第に請負者側が担うようになり、「指導監督型」のプロジェクト運営から「自主管理確認型」へのシフトが生じたといわれている。しかし、このシフトが生じた昭和40年代においては、関係法令規範において「設計者」と「施工者」の役割関係が変更されたわけではなく、「設計者」が完備した「設計図書」を作成し、「施工者」はこの「設計図書」に従って適合する工事を行うという「たてまえ」には変わりはない。では、この「たてまえ」と異なる、設計・監理側と施工側との役割関係によるプロジェクト運営は、どのような規範・しくみによってその適切性が確保されるよう管理・運営されているのか。近年になってもしばしば報告される、例えば設計図書の完成度の低さを巡るトラブルや、品質不良・不具合の発生などの「ほころび」は、「自主管理確認型」のプロジェクト運営の適切性が必ずしも確保されない場合があることを意味しているのではないか。

本研究は、上述の観点に立ち、より信頼性の高い建築プロジェクトの管理・運営のあり方及びそれを支えるしくみについての今後の改善の方向を探ることに資するため、「指導監督型」のプロジェクト運営から、どのように設計・監理者側と施工者側の役割関係が変化してきたのかを、関係法令、標準的な工事請負契約約款、そしてより実態に近い役割関係の変化が反映されていると期待される標準的な工事仕様書における「役割関係の記述内容」の時代的変遷をつうじて把握し、どのような慣行的しくみができあがってきたのかを明らかにするとともに、それが「自主管理確認型」といわれるプロジェクト運営を適切に遂行するためのしくみとしての適性や課題などを考察することを目的とする。

1.2 研究の方法

建築プロジェクトにおける設計・監理側と施工側との役割関係について、下記の工事契約関係規範類の各時代版を収集した。

1. 公共工事標準請負契約約款（昭和25年版～平成15年版）
2. 民間（旧四会）連合協定工事請負契約約款（昭和26年版から平成21年版）
3. 公共建築工事共通（標準）仕様書（昭和25年版から平成22年版（一部抜粋のみ））：「公共」と略記
4. JASS1（昭和28年版から平成14年版）：「JASS」と略記
5. 大阪府建築家協同組合（OAC）建築工事共通仕様書（昭和39年版から平成22年版まで）：「OAC」と略記
6. 日建設計仕様書・建築工事標準仕様書（昭和37年版から標準98まで）：「日建」と略記

上記の収集できた情報の制約上、戦後（昭和25年以降から2000年（平成12年）版までを使用し、設計・工事内容のうち、

- * 『ありよう』：工事のできがた（形状）、仕上の程度等の計画内容
 - * 『やりよう』：施工の方法、手順、技量等の計画内容
 - * 『たしかめよう』：検査等、品質管理・施工管理等の計画内容
- という計画内容の各側面について、設計・監理側と施工側との役割関係に強く関係すると思われる、指示、作成、提出、承認等に関する記述を抽出し、年代順に整理し相互比較検討を行った。

2. 工事契約規範類の分析による、設計・監理と施工の役割関係の変動の流れ

2.1 工事請負契約約款の標準における推移

公共約款と民間約款について、『ありよう』『やりよう』『たしかめよう』に関わる設計・監理側と施工側の役割関係についての規定を抽出し、年代順に整理して相互に比較・検討した。

一般的には、設計・監理側の「指導監督」の立場の薄まり、施工側への責務・責任の応分の負担への志向という流れが見られる

『ありよう』に関しては、公共約款では、工事請負契約書としての図面・仕様書（後、設計図書）をベースに工事内容が定義され、その詳細については設計・監理側が詳細図を作る場合と、請負者側が詳細図を作り設計・監理が承認する場合との「双方向」のやり取りが想定され、また特に昭和47年の大改定において、「対等性」がより協調されたこと、その対等のための工事契約における「設計図書」の位置づけが高められたことがうかがえる。

一方、民間約款では、戦後の早い段階から監督技師の指図や詳細図・原寸図等に従うことが施工側に求められており、「できがた」に関する監督技師の強い指導性が伺われる。昭和56年改定で、告示1206号の強い影響のもと、「設計意図の伝達」という概念が登場し、設計図書段階では表現しきれなかった『ありよう』に関する詳細部の内容、納まりなどについて、工事段階での「監理者」の強い関与の仕方をオーソライズした形になった。

『やりよう』及び『たしかめよう』に関しては、公共約款では、昭和47年版において大きな変化が見られ、「自主施工の原則」等、発注者と請負者が対等の立場で「近代的」な契約関係を結ぶ、という政策上の理念が強く反映されている。また、監督的行為の対象・範囲を「設計図書で定める」こととし、限定的にこれを行なおうとする姿勢が見られる。

一方、民間約款においては、公共約款同様、監督的行為を「設計図書で定める」内容で明記し限定する姿勢が強く出されると共に、昭和56年版で「施工計画」の概念が契約約款上登場してきており、施工側の自主的施工管理への期待などがうかがえる。

2.2 仕様書の標準における規定内容とその推移

(1) 「総則」レベルにおける仕様書記載内容とその変化・推移

「公共」「JASS」「OAC」「日建」の各標準仕様書シリーズについて、【総則】部分における『ありよう』『やりよう』『たしかめよう』

に関わる設計・監理側と施工側の役割関係についての規定を抽出し、年代順に整理して相互に比較・検討した。

『ありよう（できがた）』に関しては、詳細図の作成が、設計・監理側・施工側「どちらもあり」の形から、次第に施工側における施工図・製作図等の作成、設計・監理側による審査・承認という「一方通行」的役割関係に変化した。「日建」においては「総合図」の作成も施工側に求められるようになった。

『ありよう（材料等）』に関しては、当初は監督側の検査にすべてが委ねられていたが、次第に監督側の検査の範囲が設計図書等で限定されるようになり、さらに原則として施工側が受け入れ検査を行い、監督側はそれを間接的に確認するような役割関係の規定に変化した。一方、使用される材料等の材質、色合い、仕上の程度等「できばえ」につながる材料特性の選定又は決定の方法については、監督側の指示又は承認に委ねられることに変化は見られず、この側面に関しては施工側への権限等の移行はほぼ見られない。

『やりよう』に関しては、昭和 20 年代、30 年代では、仮設関係に関する工事の施工計画書について、施工側に立案・作成が求められ、監督側には承認を通じた指導監督的役割が求められていたが、この形の役割関係が、次第に各種の工種に拡大した。昭和 50 年代末ごろからは、「仮設、工法など、工事を完成するために必要な手段については、施工者の責任において決定する」という規定が現われ始めた。昭和 60 年代になると、「施工管理」の計画と実施が施工側に求められるようになり、工法等の計画は、検査等の計画（すなわち『たしかめよう』関係）、さらには品質管理の計画と組み合わせられ、「施工管理」の立案と計画書の作成が、施工側の責務として仕様書に既定されるようになってきた。「日建」のように、「施工管理」の計画を「施工計画書」の内容として請負者（元請）の責務とし、工種毎の工法等の計画は、「施工要領書」として請負者（元請）と施工者（専門工事業者等）との間のツールとして位置づける姿勢も見られた。

検査等の『たしかめよう』に関しては、材料、施工の検査・試験について、当初はすべて監督側の検査や立会いによるものとされていたが、次第に昭和 40 年代ごろから、「抽出検査」や「設計図書で定めたものへの検査対象の限定」などの変化が見られた。そして昭和 60 年代から平成にかけては、「施工管理」の中に統合が図られていき、検査は施工側の責務であることが位置づけられるようになった。

（2）工種別レベルにおける仕様書規定内容とその変化・推移

主として「OAC」を用い、各工法レベルで、「施工図等」及び「施工計画書等」の扱い、規定の内容・密度等を抽出すると共に、「日建」における関係規定内容を抽出し、比較検討した。

まず「仕様書」等に関しては、躯体系の工種に比べて仕上系の工種、例えば、ALC パネル工事、石工事、タイル工事や打ち放しコンクリート用の型枠工事等において、関連工事や取合いの検討を含む詳細な要求を規定して、施工図等の図面を施工側に立案・作成させ、それを設計・監理側が承認するという、いわば「施工者による詳細計画・立案を通じた設計の協働」を志向した役割関係が、仕様書の規定に反映され、その傾向は時代が下るにつれてより強まってきていることが把握できた。

次に「施工計画書等」に関しては、以下のような複雑な流れがあ

った。すなわち、昭和 30～40 年代にあつては、各工種に係わる『やりよう』の品質確保上主要な施工方法などの技術的事項について、個々について計画し、設計・監理者の「承認」をうけるべきことが個別に規定されていた。昭和 50 年代に入ると、特に「日建」における先導的な「施工計画書」の概念の導入が見られた。50 年代当初では、施工の方法の詳細が「施工計画書」の記載内容の主たるものであったが、50 年代後半になると、記載内容に、安全管理等を含む「施工管理体制」などが含まれるようになってきた。つまり、平成の時代までに、施工計画書は、単なる工法、工程の計画（やりよう計画）ではなく、工事に必要とされる要求適合性、品質などを確保するために必要な諸活動とそのための組織・体制の確立を含めた総合的な活動計画、すなわち品質計画（たしかめよう計画）へと進化していったといえる。また、これらの「施工計画書」については、設計・監理者の「承認」事項とされる場合、施工側の自主的立案と管理が前提とされる「提出」のみの場合等が混在してきている。この含意は、「日建」が導入した「提出」と「承認」とが工種に応じて選択的に定められるような仕組みからうかがえるように、施工側の自主管理能力に応じて、設計・監理者側の指導監督面からの係わりの範囲や強度を設定する必要があるというところにある。この点は「自主管理確認型」のプロジェクト運営が適切に行われうるかどうかにかかわる最大の重要事項の一つである。

3. まとめ・今後の課題

本研究では、「施工図」「施工計画書」等を作成し、設計・監理側の承認等を受けることを工事契約上指示し、そのやり取りを通じて『ありよう』『やりよう』『たしかめよう』を具体化・確定するプロジェクト運営は、今日一般化してきており、どのような範囲の検討を施工側に求めるかは、主として仕様書レベルで規定する慣行が存在していることを確認できた。

こうした状況は、「自主管理」というよりはプロジェクト個別の条件に応じ、相互の役割関係を調整し、適切な体制を構築することによる「協働型」のプロジェクト運営とみればより実態に近いが、施工側に「自主管理」の範囲や内容を示す仕様書の規定の仕方やレベルは、今回の調査の範囲においてもまだ「標準」的なものとはなっておらず、そのことは、実務界においてはまだ確立した慣行として定着しきっていないことを示唆するものでもある。すなわち、設計・監理側にとっては、「協働型」のプロジェクト運営における施工側の参画・貢献は、デフォルトの役割関係として自動的に得られるものではなく、少なくとも仕様書の規定内容設定における状況判断と役割関係に関する規定内容の精査を必要とすると思われる。

また、このような仕様書により役割関係を規定する「協働型」のしくみは、双務性・公平性を重視する公共工事の契約規範のありようと相対してみれば、施工側にとっては、法規範や標準的契約約款に比べて発注及び設計・監理側の姿勢・裁量が反映しやすく、施片務的な状況を招く恐れがある、設計・監理側にとっては、施工者が決定され、その能力・特性が必要な程度把握されるまで「自主管理」の程度や信頼性を考慮した役割関係は設定しがたく、工事の品質確保の責務上のリスクが生ずる、これらの問題を解決しようとするとう工事契約締結後の相互の業務内容の調整など「契約変更」につながる場合がある、などの問題・課題を有していると思われる。